

医療情報取得加算に係る掲示について

当院は、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療提供に努めている医療機関です。

令和6年6月より医療情報取得加算として、以下の点数を算定します。

◎マイナ保険証を利用する場合

初診時：1点

再診時：1点 ※3月に1回

◎マイナ保険証を利用しない場合

初診時：3点

再診時：2点 ※3月に1回

※正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解ご協力をお願いします。

慈啓会病院 院長